

## 水巻町まちづくり地区懇談会実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、町民の意見や提言等を町政に反映させるとともに、住民参画による町民と行政のパートナーシップを確立させるために実施する水巻町まちづくり地区懇談会（以下「まちづくり懇談会」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(開催方法)

**第2条** まちづくり懇談会は、行政区長の申請に基づき、町長が開催する。

- 2 まちづくり懇談会は、原則として単独の行政区又は複数の行政区合同で開催するものとする。
- 3 第1項の規定に関わらず、まちづくり懇談会は、町長が必要に応じて独自に開催することができる。ただし、その場合は、原則として小学校区単位で開催するものとする。

(懇談内容)

**第3条** まちづくり懇談会の内容は、次のとおりとする。

- (1) 行政が町民に対し依頼、周知すべき内容、あるいは意見を求める内容
- (2) 地域が抱える課題等について次条の定めにより申請のあった内容に関し、町長が決定通知を行った内容

(申込み方法)

**第4条** まちづくり懇談会の開催を希望する行政区長（以下「申請者」という。）は、原則として開催希望日の1か月前までに、まちづくり懇談会申込書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、内容及び日時等を調整した上で、実施の可否を決定し、まちづくり懇談会決定通知書（様式第2号）で申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、まちづくり懇談会の実施を決定する場合において、必要と認めるときは、申請者に条件を付することができる。

(開催時間等)

**第5条** まちづくり懇談会の開催時間は、曜日を問わず原則として9時から21時までの間とし、2時間を限度とする。ただし、8月13日から8月15日まで及び12月29日から翌年1月3日までは除く。

- 2 会場の確保及び司会進行等まちづくり懇談会の運営は、申請者が行う。ただし、町長が開催する場合は、町がこれを行うものとする。

(出席者)

**第6条** まちづくり懇談会の出席者は、次のとおりとする。

- (1) 開催行政区内在住の一般住民
- (2) 町長、副町長及び町長が必要と認める職員並びに懇談内容が教育関係に及ぶ場合は教育長  
(実施の制限)

**第7条** 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、まちづくり懇談会の開催を取り消し、又は中止するものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (3) 個人等をひぼう中傷することが明らかな目的と思われるとき。
- (4) その他、町長が懇談会の続行が不可能と判断する事案が生じたとき。

(公表)

**第8条** 町長は、まちづくり懇談会の要旨を記録し、原則として広報紙及びホームページ等で公表するものとする。

(庶務)

**第9条** まちづくり懇談会の庶務は、企画課において処理する。

**第10条** この要綱に定めるもののほか、まちづくり懇談会の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則 (平成30年7月25日告示第51号)

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

まちづくり懇談会申込書

年 月 日

水巻町長 様

団体名  
住所  
代表者氏名  
電話番号  
E-mail

まちづくり懇談会の開催を要請したいので、水巻町まちづくり地区懇談会実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

1 希望日時 月 日( ) 時 分から 時 分まで

2 開催場所  
会場名  
所在地  
電話番号

3 参加予定人数

4 懇談会の内容

※テーマと特に行政に説明してほしいこと、意見交換したい内容などをできるだけ具体的に記載ください。

様式第2号(第4条関係)

まちづくり懇談会決定通知書

年 月 日

(申込者)

様

水巻町長

印

年 月 日付けで申し込みのありましたまちづくり懇談会の開催につきましては、次のとおり決定したので、水巻町まちづくり地区懇談会実施要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

1 決定区分

下記のとおり懇談会を実施する

懇談会を実施しない

<理 由>

2 内容等

(1)懇談会の内容

(2)開催日時 月 日( ) 時 分から 時 分まで

(3)会場

(4)関係課

(5)備考(実施条件など)